

生涯収入プロテクションにご加入になると
こんなうれしい電話相談が受けられます。 無料!

SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、
団体長期障害所得補償保険 (GLTD) に
ご加入いただいているみなさまの
心と身体の健康に関するご相談をはじめ、
日常の色々な悩みなどを、
無料で電話相談いただけるサービスです。



ご加入者向けメディカル&メンタルヘルス等サービス

※24時間・365日
(メンタルヘルス除く)

健康・医療相談

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

医療機関情報提供

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

専門医相談(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

介護関連相談

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

メンタルヘルス相談

臨床心理士等が個別にメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。
【利用時間】平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00
※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。

人間ドック等検診・検査紹介・予約

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

法律・税務・年金相談(予約制・30分間)

一般的な法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

メンタルITサポート(WEBストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

(加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。)

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み : この商品は団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者

全国税理士共栄会

■保険期間

2025年3月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日

2025年2月3日

*中途加入の場合は毎月15日締切

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額、対象期間、支払対象外期間等)、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者・被保険者の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者 : 全国税理士共栄会の正会員および準会員

■被保険者 : 全国税理士共栄会の正会員および準会員(満15歳以上69歳以下の方が対象となります。)

・正会員 : 税理士会会員

・準会員 : ①正会員の親族

③正会員の関与する法人、事業主

④正会員の関与先の役員、従業員およびその同居の親族

※準会員は正会員の承認が必要です。

■お支払方法 : ①月払方式のみとなります。(12回払)

②本制度の保険料収納業務の委託会社は東税協共栄会とします。

③預金口座振替依頼書が所定の締切日までに幹事代理店経由で東税協共栄会に提出された場合には、1回目の保険料は4月22日、2回

以降毎月22日に口座振替されます。(ただし、22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)

④ゆうちょ銀行からの口座振替はご利用できません。

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の全税共取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

お手続方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手続方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

お手続方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手続方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手續方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手續方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手續方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手續方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手續方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手續方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

満期返り金・契約者配当金

お手續方法

新規加入者の皆さま

既加入者の皆さま

前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合

ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合

継続加入を行わない場合

中途加入

中途脱退

団体割引

その他ご注意いただきたいこと

〈ご継続の場合も必ずご確認ください。〉

●保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度^(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等^(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※1)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-report.html>)等をご確認ください。

(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対し

て支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●特定疾病等対象外について

・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎じゆよう、腎孟炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など)、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雜音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしうよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除することができます。

ただし、再告知時点における告知内容によりお引受け条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めています。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することができます。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外傷事故によって被つた身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒は含みません。 「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事といいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外傷の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被つた時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものといいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいすれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し(通算して下表に記載の復職日数以内)、その原因となった身体障害により再び就業障害となつた場合は、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いかないか十分にご確認ください。
●加入依頼書・告知書にご記入いただいた内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行つうで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日のを含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日のを含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日のを含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となつた事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

*次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

・病気やケガをされた場合は等、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご清算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるかかる業務にも従事しなくなつた、もししくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合は引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

・被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることがあります。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

・他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があつた場合

・他の保険契約等がある場合

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者また

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

は保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時になります。
*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

●就業

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただいたうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間

保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

団体長期障害所得補償保険における保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●幹事代理店（全国税理士共栄会指定代理店）

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1

新宿エルタワー29F

TEL03-5323-2111 : FAX03-5323-2123

（受付時間：平日の午前9時から午後5時半まで）

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL03-3349-5402 : FAX03-6388-0161

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●取扱代理店

株式会社日税サービス西日本

福岡市博多区博多駅南1丁目13番21号

電話 092-474-2471

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〔ナビダイヤル〕0570-022808（通話料有料）

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン・取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご縦結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sonpo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は保険期間満了時まで大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。